

令和5年第1回

富谷市議会定例会議案書

令和5年2月21日提出

富 谷 市

令和5年第1回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
議案第 2号	富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	48
議案第 3号	富谷市ビジネス交流ベース条例の制定について	55
議案第 4号	富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	59
議案第 5号	富谷市国民健康保険税条例の一部改正について	64
議案第 6号	富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	72
議案第 7号	富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	76
議案第 8号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	80
議案第 9号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	84
議案第10号	富谷市国民健康保険条例の一部改正について	86

議案第11号	富谷宿観光交流ステーション条例の一部改正について	88
議案第12号	富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部改正について	91
議案第13号	令和4年度富谷市一般会計補正予算(第10号)	別冊
議案第14号	令和4年度富谷市市営墓地特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第15号	令和4年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第16号	令和4年度富谷市介護保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第17号	令和4年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第18号	令和4年度富谷市下水道事業会計補正予算(第4号)	別冊
議案第19号	令和4年度富谷市水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第20号	令和5年度富谷市一般会計予算	別冊
議案第21号	令和5年度富谷市市営墓地特別会計予算	別冊
議案第22号	令和5年度富谷市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第23号	令和5年度富谷市介護保険特別会計予算	別冊
議案第24号	令和5年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第25号	令和5年度富谷市下水道事業会計予算	別冊

議案第26号	令和5年度富谷市水道事業会計予算	別冊
議案第27号	富谷市国土利用計画の変更について	97
議案第28号	宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更に係る協議について	98
議案第29号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に係る協議について	101
議案第30号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に係る協議について	104
議案第31号	和解及び損害賠償額の決定について	107
議案第32号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	108

承認

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起）	109
-------	--------------------------	-----

議案第 1号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別
紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い，本市職
員の定年等に関し，関係条例を整備するもの。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (富谷市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 富谷市職員の定年等に関する条例(昭和58年富谷町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条—第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条— 第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条 ・第13条)</p> <p>第5章 雑則(第14条)</p> <p>附 則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、富谷市職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号_____)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3_____の規定に基づき、富谷市職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>

改正後	現 行
<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>ただし、<u>第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず公</u></p>	<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に _____ 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため</u><u>引き続き勤務させることができる。</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員</u>の退職により _____ <u>公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員</u>の退職による<u>欠員を容易に補充することができないとき。</u></p>

改正後	現行
<p><u>務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の</u>遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>_____</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の</u>遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>_____が引き続き存すると認めるときは、_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日</u>_____の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は_____，第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなった</u>_____と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させる</u>ことができる。</p> <p>5 略</p> <p>第5条 略</p>

改正後	現行
<p data-bbox="263 248 715 282"><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p data-bbox="221 315 799 412"><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p data-bbox="178 445 799 542"><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</u></p> <p data-bbox="205 573 799 728"><u>(1) 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号。以下「給与条例」という。)第9条第1項に規定する職</u></p> <p data-bbox="205 761 799 918"><u>(2) 富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和元年富谷市条例第46号)第3条の規定に基づき管理職手当を支給する職</u></p> <p data-bbox="205 952 799 1106"><u>(3) 給与条例別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものが占める職(第1号に掲げる職に該当する場合を除く。)</u></p> <p data-bbox="205 1140 799 1236"><u>(4) 前各号に掲げる職に準じる職として任命権者が定めるもの</u></p> <p data-bbox="221 1270 571 1303"><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p data-bbox="178 1337 799 1433"><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p data-bbox="221 1464 799 1561"><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p data-bbox="178 1594 799 1933"><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p data-bbox="205 1966 799 2000"><u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況</u></p>	

改正後	現行
<p>及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。</p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p>第9条 <u>任命権者は、他の職への降任等をすべき</u></p>	

改正後	現行
<p><u>管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員に</p>	

改正後	現行
<p> <u>ついて、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> </p> <p> <u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当</u> </p>	

改正後	現 行
<p><u>該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p>第10条 <u>任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p>第11条 <u>任命権者は、第9条の規定により異動</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制</u> <u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p>第12条 <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p>第13条 <u>任命権者は、前条本文の規定によるほか、黒川地域行政事務組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める</u></p>	

改正後

現行

情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項

附 則

1・2 略

改正後	現行
<p><u>において同じ。)</u>が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、<u>当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）</u>において、当該職員に対し、<u>当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする</u>とともに、<u>同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 富谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和28年富谷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、</p>

改正後	現 行
<p>免職、休職及び降給の<u>手続及び効果</u>に関し規定することを目的とする。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）附則第16項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第18項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>免職及び休職_____の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>_____ <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 富谷市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年富谷町条例第14号）

の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条・第2条 略</p> <p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、_____給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p>

改正後	現 行
<p>(令和元年富谷市条例第34号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額(職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号)第11条の2第2項に規定する地域手当に相当する額を除く。)の10分の1を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>(令和元年富谷市条例第34号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額_____</p> <p>_____</p> <p>_____の10分の1を減ずるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>第4条・第5条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の昇給は, 規則で定める日に, 同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて, 行うものとする。</p> <p>6～10 略</p> <p>11 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の昇給は, 規則で定める日に, 同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて, 行うものとする。</p> <p>6～10 略</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項, 第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」と</p>

改正後	現 行
<p>第5条の2 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>いう。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第5条の2 <u>育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）のうち前条第11項の規定の適用を受ける職員及び再任用職員であって法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、<u>前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>第5条の3 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額</u>は、<u>当該育児短時間勤務職員等の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して</u></p>	<p>第5条の3 <u>育児短時間勤務職員等</u>のうち、<u>前条の規定の適用を受ける職員以外の職員の給料月額</u>は、<u>その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</u></p>

改正後	現 行
<p>得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第5条の4 <u>育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、<u>当該短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額</u>に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条の4 <u>短時間勤務職員の給料月額</u>は、<u>第5条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第6条～第11条の3 略 (通勤手当)</p>	<p>第6条～第11条の3 略 (通勤手当)</p>
<p>第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p>第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>
<p>(1) <u>通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</u></p>	<p>(1) <u>通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</u></p>
<p>(2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする</u></p>	<p>(2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする</u></p>

改正後	現行
<p>職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>	<p>職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>
(3) 略	(3) 略
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p>
<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 3万1,600円を超えない範囲内で自動車等の使用距離</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 3万1,600円を超えない範囲内で自動車等の使用距離</p>

改正後	現行
<p>を考慮して規則で定める額（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>を考慮して規則で定める額（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>
<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等</u>（第1号及び次項において「<u>新幹線鉄道等</u>」という。）でその利用が規則で定める基準に照ら</p>	<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等</u>（以下「<u>新幹線鉄道等</u>」という。）でその利用が規則で定める基準に照ら</p>

改正後	現 行
<p>して通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>第1号及び次項において同じ。</u>）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出した当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号において</u>「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>第11条の5～第13条 略</p>	<p>して通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下_____ <u>同じ。</u>）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出したその者</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____ 「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>第11条の5～第13条 略</p>

改正後	現 行
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に</p>

改正後	現 行
<p>応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。</p>	<p>4 育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。</p>
<p>5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。第8項において同じ。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項_____の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。第8項において同じ。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項<u>（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>6 勤務時間条例第9条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったとき</p>	<p>6 勤務時間条例第9条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったとき</p>

改正後	現 行
<p>は、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p>	<p>は、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p>
7 略	7 略
<p>8 第5項及び第6項の規定は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員の第3項に規定する時間外勤務手当の支給について準用する。この場合において、第5項中「全時間」とあるのは「全時間（勤務時間条例第5条の規定により第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（規則で定める時間を除く。）に限る。）」と、「第1項」</p>	<p>8 第5項及び第6項の規定は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員の第3項に規定する時間外勤務手当の支給について準用する。この場合において、第5項中「全時間」とあるのは「全時間（勤務時間条例第5条の規定により第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（規則で定める時間を除く。）に限る。）」と、「第1項（<u>第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）」とあるのは「第3項」と、「100分の150（その勤務が午後</p>
<p>とあるのは「第3項」と、「100分の150（その勤務が午後</p>	<p>とあるのは「第3項」と、「100分の150（その勤務が午後</p>

改正後	現 行
<p>10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合</u>には、100分の175)」とあるのは「100分の50」と、第6項中「前項」とあるのは「第8項において準用する前項」と、「100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から第1項」とあるのは「100分の50から第3項」と、「割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。</p> <p>第15条～第18条 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第19条の2・第19条の3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日</p>	<p>10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)」とあるのは「100分の50」と、第6項中「前項」とあるのは「第8項において準用する前項」と、「100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）から第1項」とあるのは「100分の50から第3項」と、「割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。</p> <p>第15条～第18条 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第19条の2・第19条の3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日</p>

改正後	現行
<p>(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>(以下この条 _____ においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には1</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員 _____ の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には1</p>

改正後	現行
<p>00分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条の2 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条の3 <u>第5条第3項から第10項まで、</u> <u>第10条、第11条、第11条の2の2及び第</u> <u>11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務</u> <u>職員及び短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>第22条～第24条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 <u>当分の間、職員の給料月額を、当該職員が</u> <u>60歳に達した日後における最初の4月1日</u> <u>(附則第18項において「特定日」という。)以</u> <u>後、当該職員に適用される給料表の給料月額</u> <u>のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属</u> <u>する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6</u> <u>項及び第7項の規定により当該職員の受ける号</u> <u>俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額</u> <u>(当該額に、50円未満の端数を生じたときは</u> <u>これを切り捨て、50円以上100円未満の端</u> <u>数を生じたときはこれを100円に切り上げる</u> <u>ものとする。)とする。</u></p> <p>17 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用し</u> <u>ない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律によ</u> <u>り任期を定めて任用される職員及び非常勤職</u> <u>員</u></p>	<p>00分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条の2 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条の3 <u>第10条</u> <u>_____、第11条、第11条の2の2及び第</u> <u>11条の3の規定は、再任用職員_____</u> <u>_____及び短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>第22条～第24条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p>

改正後	現 行
<p>(2) <u>富谷市職員の定年等に関する条例（昭和58年富谷町条例第22号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(3) <u>富谷市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>1.8 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>20 育児短時間勤務職員等に対する附則第16項の規定の適用については、同項中「^イとする」とあるのは、「^イに、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p> <p><u>21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、同項及び附則第19条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>22 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第18項から第21項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>23 附則第18項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第18項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p><u>24 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表第1（第4条関係） 行政職給料表</p>	<p>別表第1（第4条関係） 行政職給料表</p>

改正後									現行								
職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円	円	再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
短時間勤務 職員以外の 職員	略	略	略	略	略	略	略	略	_____	略	略	略	略	略	略	略	略
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	再任用職員								
		円	円	円	円	円	円	円	_____								
		187,215,200	255,274,289	315,356,700					_____		187,215,255,274,289,315,356,700	200,800,700,100,800					

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和48年富谷町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条・第2条 略 (議員報酬の支給方法)	第1条・第2条 略 (議員報酬の支給方法)
第3条 略	第3条 略
2・3 略	2・3 略
4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、市の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の例による。	4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、市の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の例による。

改正後	現行
第4条・第5条 略	第4条・第5条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和48年富谷町条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)	第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)
第4条 市長等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、市の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> _____の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の例により算出した額とする。	第4条 市長等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、市の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の例により算出した額とする。
2 略	2 略
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 富谷市職員の育児休業等に関する条例(平成4年富谷町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条 略 (育児休業をすることができない職員)	第1条 略 (育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略

改正後	現 行
<p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第2条の2～第8条 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>富谷市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第10条～第16条 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認</p>	<p>(3) 略</p> <p>第2条の2～第8条 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第10条～第16条 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認</p>

改正後	現 行
<p>は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（<u>非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第19条～第22条 略</p>	<p>は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（<u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員等</u> _____を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第19条～第22条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> _____の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で</u> <u>同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務</u>の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u> _____」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p>

改正後	現 行
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務職員等の育児短時</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務職員等の育児短時</p>

改正後	現行
<p>間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員</u>にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上週休日)を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第5条～第8条 略</p> <p>第8条の2 <u>任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規</u></p>	<p>間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員)にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員)にあつては、8日以上週休日)を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第5条～第8条 略</p>

改正後	現行
<p><u>定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u></p> <p><u>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p><u>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されてい</u></p>	

改正後	現行
<p><u>る児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>第8条の3 略</u></p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第13条～第18条 略</p>	<p>第8条の2 略</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員</u>）及び短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第13条～第18条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年富谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第8条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第8条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 富谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富谷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条・第2条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和元年富谷市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。
2・3 略	2・3 略
第3条～第6条 略	第3条～第6条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 富谷市職員の再任用に関する条例(平成13年富谷町条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の富谷市職員の定年等に関する条例(昭和58年富谷町条例第22号。以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場

合において、この条例による改正後の富谷市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該

退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員

の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、黒川地域行政事務組合（以下次項及び附則第6条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢

(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4

第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新

条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第16項から第23項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第5条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、富谷市

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条の4第2項並びに第14条第2項及び第4項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項、第20条第2項、第21条の3の規定を適用する。
- 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年富谷市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の富谷市職員の育児休業等に関する条例第17条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例8号。以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

議案第 2号

富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により，富谷市個人情報の保護に関する条例（平成17年富谷市条例第2号）を廃止し，富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するもの。

富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示請求に対する決定等)

第4条 市の機関は、開示請求があつた日から15日以内に、開示決定等をしなければならない。ただし、同項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため等、開示請求があつた日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(不開示情報)

第6条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、富谷市情報公開条例（平成12年富谷町条例第28号）第7条第2項各号に掲げる情報のうち、公務員等の氏名に係る部分とする（（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。））。

(開示請求に係る手数料)

第7条 法第89条第2項に規定する手数料は、徴収しない。

2 法第87条第1項の規定により開示の実施を受け、写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(審査会の設置等)

第8条 市長又は実施機関の諮問に応じ、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問事項その他の個人情報の保護に関する事項を調査審議するため、富谷市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第9条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第11条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(審査会の調査権限)

- 第13条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 2 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 3 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第2項の規定により提示された保有個人情報の内容及び開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 5 第2項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第14条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

- 第15条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの公表等)

第16条 審査会は、第13条第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付その他の物品の供与（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議の会議の非公開)

第17条 諮問実施機関からの諮問に応じて審査会が調査審議する会議は、公開しない。

(答申書の公表等)

第18条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(秘密の保持)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(運用状況の公表)

第21条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 富谷市個人情報の保護に関する条例（平成17年富谷町条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第8条によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者（以下「旧実施機関の職員である者」という。）又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者（以下「旧実施機関の職員であった者」という。）

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

2 前項の規定の施行前に旧条例第20条、第23条、第24条又は第29条の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の際現にされている旧条例第43条第1項の規定による諮問における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 旧条例第43条第1項の規定により置かれた富谷市個人情報保護審査会（以下「旧審

査会」という。)は、第8条の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。この場合において、前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者の任期は、第10条の規定にかかわらず、令和5年11月30日までとする。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

6 第5項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前のおりとする。

第4条 富谷市債権管理条例(令和2年富谷市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条中「(富谷市個人情報の保護に関する条例(平成17年富谷町条例第2号)第2条第1号に規定する実施機関)」を「(富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年富谷市条例第 号)第2条第2項に規定する実施機関)」に改め、同条第2項中「及び富谷市個人情報の保護に関する条例」を「個人情報の保護に関する法律及び富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

議案第 3号

富谷市ビジネス交流ベース条例の制定について
富谷市ビジネス交流ベース条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷市ビジネス交流ベースの設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷市ビジネス交流ベース条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷市ビジネス交流ベースの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 富谷しんまちエリアの賑わいの創出及びビジネス創造の拠点として、富谷市ビジネス交流ベース（以下「ビジネス交流ベース」という。）を設置する。

2 ビジネス交流ベースの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市ビジネス交流ベース	富谷市富谷新町39番地

(使用許可)

第3条 別表に掲げる施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。

(3) その他ビジネス交流ベース設置の目的に反するおそれがあると認めるとき。

4 チャレンジスペースの使用に係る第1項の許可は、この条例の規定に基づく規則の規定に該当すると認める者に対して行うものとする。

(使用許可の取消し)

第4条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

2 前項の規定によって使用の許可を取り消し、又は使用停止された者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第5条 使用者からは、別表に掲げる使用料を徴収する。

- 2 使用料は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市の責めによりビジネス交流ベースを使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、ビジネス交流ベースの管理を、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- 2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、ビジネス交流ベースの管理を行わなければならない。
- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせることができる業務は、次のとおりとする。

- (1) ビジネス交流ベースの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (2) 第2条第1項に掲げる設置目的を達成するために必要な業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第8条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 指定管理者は、前条の規定により読み替えて適用する第6条の規定により利用料金を減免するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による使用許可の手續及びこれらに関し必要な行為は、この条例の施行前において行うことができる。

別表 (第3条, 第5条, 第8条関係)

1 基本使用料

施設名称		単位	金額
シェアオフィス	フリー席 (1席)	1月当たり	12,000円
		1日当たり	1,200円
		4時間当たり	600円
	個室 ①	1月当たり	50,000円
	個室 ②	1月当たり	55,000円
チャレンジスペース		1日当たり	5,000円
ロッカー (1基)		1月当たり	500円

2 使用料が月額で定められているシェアオフィス個室及びロッカーの使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときの使用料の額は、当該1月未満の期間については日割りにより計算する。この場合において、1日当たりの額は、当該使用料月額に30分の1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

議案第 4号

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部改正について

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和元年富谷市条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和元年富谷市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額</p>

改正後	現 行
<p>が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、 <u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>	<p>が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、 <u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>第5条～第7条 略</p>	<p>第5条～第7条 略</p>
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p>
<p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候</p>	<p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候</p>

改正後	現行
<p>補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>
<p>第9条・第10条 略</p>	<p>第9条・第10条 略</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p>
<p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当</p>	<p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当</p>

改 正 後	現 行
<p>該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 略</p>	<p>該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5号

富谷市国民健康保険税条例の一部改正について

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国民健康保険加入世帯の経済的負担を軽減する観点から、世帯別平等割額を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第5条 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万5,150円</u></p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万1,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万600円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万5,900円</u></p>

改正後	現行
<p>第6条～第7条の2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,300円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,950円</u></p>	<p>第6条～第7条の2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5,050円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,575円</u></p>
<p>第8条～第9条の2 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,000円</u>とする。</p>	<p>第8条～第9条の2 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>9,500円</u>とする。</p>
<p>第10条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の</p>	<p>第10条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の</p>

改正後	現行
<p>合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>

改正後	現行
ア 略	ア 略
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万4,140円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,070円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万605円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万4,840円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,420円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,130円</u>
ウ 略	ウ 略
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,620円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,310円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,465円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,070円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,535円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>5,303円</u>
オ 略	オ 略
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,900円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6,650円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000

改正後	現行
<p>円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 略</p>	<p>ア 略</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1000円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,600円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>5,050円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>5,300円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,575円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,950円</u></p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,300円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,050円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>1,650円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>2,525円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,475円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,788円</u></p>
<p>オ 略</p>	<p>オ 略</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,500円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,750円</u></p>
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</p>

改正後	現行
<p>た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 略</p>	<p>ア 略</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,040円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,020円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,030円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,240円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,120円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,180円</u></p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,320円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>660円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>990円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,020円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,010円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,515円</u></p>
<p>オ 略</p>	<p>オ 略</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,400円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,900円</u></p>
<p>2 略 第23条の2～第27条 略</p>	<p>2 略 第23条の2～第27条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6号

富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

富谷市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年富谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図るため、
所要の改正を行うもの。

富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

富谷市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年富谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法その他医療に関する法令により負担すべき額（以下「一部負担金」という。）を支払ったときは、当該支払った額（食事療養に要した費用については、標準負担額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する標準負担額をいう。） _____について、当該助成対象者の保護者に助成する。ただし、疾病及び負傷について国民健康保険法に規定する特別療養費の支給対象となる場合並びに法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費及び附加給付がある場合は、その額 _____を控除した額を助成する。</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法その他医療に関する法令により負担すべき額（以下「一部負担金」という。）を支払ったときは、当該支払った額（食事療養に要した費用については、標準負担額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する標準負担額をいう。）<u>の2分の1の額</u>）から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額について、当該助成対象者の保護者に助成する。ただし、疾病及び負傷について国民健康保険法に規定する特別療養費の支給対象となる場合並びに法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費及び附加給付がある場合は、その額<u>と次の各号に定める額</u>を控除した額を助成する。</p> <p>(1) <u>入院以外で保険医療機関等（国民健康保険法第40条に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）による初診又は初検を受ける場合</u></p> <p>ア <u>対象者が出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき</u> 0円</p> <p>イ <u>対象者が3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初</u></p>

改 正 後	現 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>の3月31日までの間にあるとき 500</u></p> <p><u>円（保護者が負担すべき額が500円に満</u></p> <p><u>たない場合は、その額）</u></p> <p>(2) <u>病院又は診療所へ入院する場合</u></p> <p>ア <u>対象者が出生の日から6歳に達する日以</u></p> <p><u>後の最初の3月31日までの間にあるとき</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>イ <u>対象者が6歳に達する日以後の最初の4</u></p> <p><u>月1日から18歳に達する日以後の初の3</u></p> <p><u>月31日までの間にあるとき 入院する日</u></p> <p><u>一日につき500円（ただし、同一入院に</u></p> <p><u>つき5,000円（市長が必要と認める場</u></p> <p><u>合は、市長が別に定める額）を限度とす</u></p> <p><u>る。）</u></p>
2～4 略	2～4 略
第5条・第6条 略	第5条・第6条 略
(受給者証の提示)	(受給者証の提示)
<p>第7条 受給者は、<u>保険医療機関等（国民健康保険</u></p> <p><u>法第40条に規定する保険医療機関等をいう。以</u></p> <p><u>下同じ。）</u>において療養の給付を受けようとする</p> <p>ときは、当該保険医療機関等に対し、被保険者証</p> <p>又は組合員証とともに受給者証を提示しなければ</p> <p>ならない。</p>	<p>第7条 受給者は、<u>保険医療機関等</u></p> <p>_____</p> <p>_____において療養の給付を受けようとする</p> <p>ときは、当該保険医療機関等に対し、被保険者証</p> <p>又は組合員証とともに受給者証を提示しなければ</p> <p>ならない。</p>
第8条～第13条 略	第8条～第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富谷市子ども医療費の助成に関する条例における医療費の助成については、令和5年10月1日以降の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 7号

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条 略</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>第1条～第6条 略</p>

改 正 後	現 行
<p>第8条～第12条 略</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>第14条～第21条 略</p>	<p>第8条～第12条 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <p>_____よ</p> <p>う努めなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第14条～第21条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 8号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第7条 略 <u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第7条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>第1条～第7条 略</p>
<p>第8条・第9条 略</p>	<p>第8条・第9条 略</p>

改 正 後	現 行
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____き_____, 必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>
<p>第11条・第12条 略</p>	<p>第11条・第12条 略</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第13条 削除</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(衛生管理等)</p>
<p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p>	<p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>_____よう努めなければならない。</p>
<p>3～5 略</p> <p>第15条～第49条 略</p>	<p>3～5 略</p> <p>第15条～第49条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2、第10条及び第14条第2項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 9号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷町条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第25条 略 <hr/> 第26条 削除 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	第1条～第25条 略 <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
第27条～第53条 略	第27条～第53条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

富谷市国民健康保険条例の一部改正について

富谷市国民健康保険条例（昭和34年富谷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正による出産育児一時金の引き上げに併せ、富谷市国民健康保険条例で定める出産育児一時金の取り扱いについて、所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険条例(昭和34年富谷町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第5条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第16条 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。<u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第7条～第16条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者又は被保険者であった者に係る富谷市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第11号

富谷宿観光交流ステーション条例の一部改正について

富谷宿観光交流ステーション条例（令和2年富谷市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

施設使用料の変更により改正するもの。

富谷宿観光交流ステーション条例の一部を改正する条例

富谷宿観光交流ステーション条例（令和2年富谷市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行																										
<p>第1条・第2条 略 （施設）</p> <p>第3条 ステーションに次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) マルシェ広場 交流館</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>— — — — —</p> <p>(11) 略</p> <p>第4条～第16条 略</p> <p>別表（第8条，第10条関係）</p>	<p>第1条・第2条 略 （施設）</p> <p>第3条 ステーションに次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 芝生広場</u></p> <p>(11) 略</p> <p>第4条～第16条 略</p> <p>別表（第8条，第10条関係）</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名称</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古民家</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>蔵</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>マルシェ広場</td> <td>一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり40円 全部を使用する場合 1時間当たり2,000円</td> </tr> <tr> <td><u>マルシェ広場</u> <u>交流館</u></td> <td><u>一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり90円</u> <u>全部を使用する場合 1時間当たり2,000円</u></td> </tr> <tr> <td>野外交流サイト</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>軒下一間屋</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名称	使用料	古民家	略	蔵	略	マルシェ広場	一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり40円 全部を使用する場合 1時間当たり2,000円	<u>マルシェ広場</u> <u>交流館</u>	<u>一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり90円</u> <u>全部を使用する場合 1時間当たり2,000円</u>	野外交流サイト	略	軒下一間屋	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名称</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古民家</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>蔵</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>マルシェ広場</td> <td>一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり40円 全部を使用する場合 1時間当たり2,000円</td> </tr> <tr> <td>野外交流サイト</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>軒下一間屋</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名称	使用料	古民家	略	蔵	略	マルシェ広場	一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり40円 全部を使用する場合 1時間当たり2,000円	野外交流サイト	略	軒下一間屋	略
施設名称	使用料																										
古民家	略																										
蔵	略																										
マルシェ広場	一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり40円 全部を使用する場合 1時間当たり2,000円																										
<u>マルシェ広場</u> <u>交流館</u>	<u>一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり90円</u> <u>全部を使用する場合 1時間当たり2,000円</u>																										
野外交流サイト	略																										
軒下一間屋	略																										
施設名称	使用料																										
古民家	略																										
蔵	略																										
マルシェ広場	一部を使用する場合 1㎡につき1時間当たり40円 全部を使用する場合 1時間当たり2,000円																										
野外交流サイト	略																										
軒下一間屋	略																										

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の富谷市観光交流ステーション条例第8条の規定による使用許可の手續及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第12号

富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部改正について
富谷市道路占用料等条例（平成9年富谷町条例第17号）及び富谷市公共物管理条例
（平成4年富谷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部を改正する条例

(富谷市道路占用料等条例の一部改正)

第1条 富谷市道路占用料等条例(平成9年富谷町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後				現行				
第1条～第7条 略				第1条～第7条 略				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
占用物件		占用料		占用物件		占用料		
		単位	金額(円)			単位	金額(円)	
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	略	570	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	略	510	
	第2種電柱		870	第2種電柱	790			
	第3種電柱		1,200	第3種電柱	1,100			
	第1種電話柱		510	第1種電話柱	460			
	第2種電話柱		810	第2種電話柱	730			
	第3種電話柱		1,100	第3種電話柱	1,000			
	その他の柱類		51	その他の柱類	46			
	略		略	略	略			
	路上に設ける変圧器		略	490	路上に設ける変圧器		略	450
	地下に設ける変圧器		略	300	地下に設ける変圧器		略	270
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		略	1,000	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		略	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱			420	郵便差出箱及び信書便差出箱			380
	広告塔		略	1,800	広告塔		略	1,900
その他のもの	略	1,000	その他のもの	略	910			
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	略	21	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	略	19	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	27			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	41			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	55			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	82			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	110			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	190			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	270			
	外径が1メートル以上のもの		610	外径が1メートル以上のもの	550			

改正後				現行					
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		略	1,000	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		略	910		
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	略	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		略	900	上空に設ける通路		略	930	
	地下に設ける通路		略	540	地下に設ける通路		略	560	
その他のもの		略	1,000	その他のもの		略	910		
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		略	18	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		略	19
	その他のもの		略	180		その他のもの		略	190
道路法施行令(昭和27年政令第47号)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	略	180	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	略	190	
		その他のもの	略	1,800		その他のもの	略	1,900	
	標識		略	810	標識		略	730	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	18	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	19	
		その他のもの	略	180		その他のもの	略	190	
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	18	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	19	
		その他のもの	略	180		その他のもの	略	190	
	アーチ	車道を横断するもの	略	1,800	アーチ	車道を横断するもの	略	1,900	
その他のもの		略	900	その他のもの		略	930		
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		略	1,000	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		略	910		
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		略	Aに0.031を乗じて得た額	道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		略	Aに0.033を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	180	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	190		
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		略	100	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		略	91		
道路法施行令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		略	Aに0.012を乗じて得た額	道路法施行令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		略	Aに0.016を乗じて得た額

改正後				現行							
に掲げる施設	上空に設けるもの		略	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	に掲げる施設	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額			
その他のもの		略	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	その他のもの		略	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額				
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		略	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第9号に掲げる施設		建築物	略	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額			その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		略	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場		建築物	略	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	略	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	略	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額				
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額				
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			略	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			略	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	略		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	略		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額		
	上空に設けるもの			Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市公共物管理条例の一部改正)

第2条 富谷市公共物管理条例(平成4年富谷町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改 正 後				現 行						
第1条～第17条 略				第1条～第17条 略						
別表 (第5条関係)				別表 (第5条関係)						
区分	形態又は種類		単位	金額 (円)	区分	形態又は種類		単位	金額 (円)	
使用	柱類の設置	第1種電柱	略	<u>570</u>	使用	柱類の設置	第1種電柱	略	<u>510</u>	
		第2種電柱		<u>870</u>			第2種電柱		<u>790</u>	
		第3種電柱		<u>1,200</u>			第3種電柱		<u>1,100</u>	
		第1種電話柱		<u>510</u>			第1種電話柱		<u>460</u>	
		第2種電話柱		<u>810</u>			第2種電話柱		<u>730</u>	
		第3種電話柱		<u>1,100</u>			第3種電話柱		<u>1,000</u>	
		その他の柱類		<u>51</u>			その他の柱類		<u>46</u>	
		略					略		略	略
略		略	略	略		略	略	略		
広告塔		略	<u>1,800</u>	広告塔		略	<u>1,900</u>	略	<u>1,900</u>	
管類の設置	外径が0.07メートル未満のもの		略	<u>21</u>	管類の設置	外径が0.07メートル未満のもの		略	<u>19</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>30</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>27</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>45</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>41</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>55</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>91</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>82</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>120</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>110</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>210</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>190</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>300</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>270</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>610</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>550</u>	
	略			略		略	略			略
収益	略		略	略	収益	略		略	略	略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の富谷市道路占用料等条例の規定は、この条例の施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の富谷市公共物管理条例の規定は、この条例の施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第27号

富谷市国土利用計画の変更について

富谷市国土利用計画を別冊のとおり変更したいので、議会の議決すべき事件に関する条例（平成28年富谷町条例第31号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

諸情勢の変化に伴い、富谷市国土利用計画を変更するもの。

議案第28号

宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村職員退職手当組合から白石市外二町組合が脱退し、宮城県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

白石市外二町組合の解散により、宮城県市町村職員退職手当組合を構成する地方公共団体の数が減少し、それに伴い規約を変更するもの。

宮城県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

宮城県市町村職員退職手当組合同規約（昭和37年規約第3号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「，白石市外二町組合」を削る。

附 則

- 1 この規約は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 宮城県市町村職員退職手当組合負担金条例第6条第1項の規定により白石市外二町組合が令和5年3月31日までに宮城県市町村職員退職手当組合に納付した負担金の総額と同日までに退職した白石市外二町組合職員に支給した退職手当の総額との差額（以下「脱退清算金」という。）は，白石市外二町組合同規約に規定する持分の割合により，白石市が86.7パーセントを，蔵王町が8パーセントを，七ヶ宿町が5.3パーセントを脱退清算金として納付するものとする。

宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後	現 行
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>石巻市，塩竈市，大崎市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，富谷市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村，加美町，色麻町，涌谷町，美里町，女川町，南三陸町，宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合_____，亘理名取共立衛生処理組合，宮城東部衛生処理組合，黒川地域行政事務組合，石巻地区広域行政事務組合，塩釜地区消防事務組合，亘理地区行政事務組合，仙南地域広域行政事務組合，気仙沼・本吉地域広域行政事務組合，大崎地域広域行政事務組合，加美郡保健医療福祉行政事務組合，みやぎ県南中核病院企業団，石巻地方広域水道企業団，組合</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>石巻市，塩竈市，大崎市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，富谷市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村，加美町，色麻町，涌谷町，美里町，女川町，南三陸町，宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合，<u>白石市外二町組合</u>，亘理名取共立衛生処理組合，宮城東部衛生処理組合，黒川地域行政事務組合，石巻地区広域行政事務組合，塩釜地区消防事務組合，亘理地区行政事務組合，仙南地域広域行政事務組合，気仙沼・本吉地域広域行政事務組合，大崎地域広域行政事務組合，加美郡保健医療福祉行政事務組合，みやぎ県南中核病院企業団，石巻地方広域水道企業団，組合</p>

議案第 29 号

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会から白石市外二町組合を脱退させ、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

白石市外二町組合の解散により、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を構成する地方公共団体の数が減少し、それに伴い規約を変更するもの。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「・白石市外二町組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>別表第1</p> <p>蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・女川町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・富谷市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地域行政事務組合_____</p> <p>_____・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表第1</p> <p>蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・女川町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・富谷市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地域行政事務組合・<u>白石市外二町組合</u>・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

議案第30号

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から白石市外二町組合を脱退させ、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

白石市外二町組合の解散により、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を構成する地方公共団体の数が減少し、それに伴い規約を変更するもの。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更する。

別表第1中「・白石市外二町組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する

規約新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>別表</p> <p>蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・女川町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・富谷市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地域行政事務組合_____</p> <p>_____・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表</p> <p>蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・女川町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・富谷市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地域行政事務組合・白石市外二町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

議案第31号

和解及び損害賠償額の決定について

市道今泉大亀線における自転車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金108,900円也
- 2 和解の相手方 _____
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金108,900円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生裕俊

議案第32号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 増 田 恵 美 子

生年月日

令和5年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会委員 増田恵美子は、令和5年6月10日をもって任期満了となるため。

承認第 1号

専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

訴えの提起について

1 事件名 貸金請求事件

2 債権名 災害援護資金貸付金償還金

3 相手方

4 請求の趣旨

相手方に対し、元利金1,136,670円及び元利金完済までの違約金、訴訟費用の請求について、訴えの提起を行うもの。

5 事件の概要

市は、相手方に対し、平成25年4月12日付で災害援護資金貸付金を貸付し、再三にわたり相手方に償還金の支払いを求めたが、相手方から支払いがなかった。

そのため、令和4年12月19日、仙台簡易裁判所に支払督促を申し立て、同裁判所は支払督促（事件番号仙台簡易裁判所令和4年（ロ）第1858号）を発付した。これに対して相手方から令和5年1月18日に督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立て時点で遡って訴えの提起があったものとみなされたものである。

令和5年1月30日

富谷市長 若生 裕 俊